

# 財政援助団体等監査



# 目 次

## 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象	1
第2 監査の期間	2
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2

### 財政援助団体（補助金交付団体）

高知市体育会	3
とさでん交通株式会社	6

### 出資団体

公益財団法人 こうち男女共同参画社会づくり財団	8
-------------------------	---

### 指定管理者（高知市南部健康福祉センター）

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	10
-------------------	----

## 高知市監査委員定期監査等結果に係る取扱基準

区分	評価の基準
指摘	<p>次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの</p> <p>(1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。以下同じ。）に違反する事務手続で，市又はその他の者に損害を与え，又は与えるおそれのあるもの</p> <p>(2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり，改善等を要する事務手続</p> <p>(3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続</p> <p>(4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており，何らかの改善を要するもの</p> <p>(5) その他，監査委員が，指摘事項とすることが必要であると認めるもの</p>
指導	<p>指摘の(1)から(4)までに掲げるもののうち，事務手続上の軽微な誤り等のほか，監査委員が，指導することが必要であると認めるもの</p>
意見	<p>(1) 経済性，効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認めるもの</p> <p>(2) その他監査委員が，特に要望する必要があると認めるもの</p>
勧告	<p>定期監査等の結果に関する報告のうち，監査委員が，議会，長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認めるもの</p>

6 重高監第 4 号

令和 6 年 4 月 12 日

様

高知市監査委員	細川哲也
高知市監査委員	金子努
高知市監査委員	山根堂宏
高知市監査委員	浜口卓也

令和 5 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、  
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し  
ます。



# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

令和4年度に財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、また、出資している団体で地方自治法施行令第140条の7で定めるもののうち、主として令和4年度の事務事業の執行状況、さらに、公の施設の管理を行わせているものは、主として令和4年度の当該施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行について、次の団体を監査の対象とした。

### 財政援助団体（補助金交付団体）

団 体 名	補 助 金 の 名 称	所 管 課
高知市体育会	高知市体育会運営事業費補助金	市民協働部 スポーツ振興課
とさでん交通株式会社	高知市鉄道軌道輸送対策事業費補助金	市民協働部 交通戦略課

### 出 資 団 体

出 資 団 体 名	所 管 課
公益財団法人 こうち男女共同参画社会づくり財団	市民協働部 人権同和・男女共同参画課

### 指 定 管 理 者

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所 管 課
社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	高知市南部健康福祉センター	健康福祉部 障がい福祉課

## 第2 監査の期間

補助金交付団体	令和5年8月21日から令和6年3月28日まで
出資団体	令和5年11月9日から令和6年3月28日まで
指定管理者	令和5年10月2日から令和6年3月28日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、高知市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、必要に応じてそれぞれの関係者及び関係職員から説明を受け、質疑を行うとともに、現地に出向き監査を実施した。

なお、補助金を所管している課の当該補助金に係る事務及び指定管理施設を所管している課の指定管理に係る事務の執行についても監査を実施した。

## 第4 監査の結果

前述のとおり監査を実施した限り、重要な点において、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

しかしながら、一部に補助金の返還を要するものなど、改善を要する事項（6件）が認められたので、必要な対応を図るなど、事務執行の適正化に万全を期されたい。

また、これらのほかにも、軽易な事項について、改善又は検討を要する事項が見受けられたが、指導事項（7件）として別途指導しているので、留意されたい。

以下、監査対象別に監査の結果を述べることとする。



財政援助団体（補助金交付団体）  
高知市体育会

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市体育会運営事業費補助金
- (2) 補助金額 1,380,408円
- (3) 所管課 市民協働部 スポーツ振興課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、本市におけるスポーツの普及及び振興を図るため、生涯スポーツを推進する団体である高知市体育会（以下「体育会」という。）が行う運営等の事業に対して補助するものである。

- (1) 交付決定日 令和4年7月19日
- (2) 支払方法 概算払
- (3) 補助金額確定日 令和5年3月31日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和4年8月26日	1,573,000	192,592	1,380,408

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

なお、後述のとおり、一部に補助金の返還を要する事態が認められた。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	1,380,408	事業費	2,577,255
自己資金	1,196,847		
合計	2,577,255	合計	2,577,255

## 5 補助金の使途について

補助対象経費は、体育会が行う同会会則に定める事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費である。

補助対象事業は、おおむね交付条件に従って実施されていたものの、補助対象外経費を含めて補助金額を算定していたことから、補助金が過大に交付されている事態を確認した。

## 6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に万全を期されたい。

### (1) 実績報告において補助対象外経費を含めて補助金額を算定しているもの

補助金の実績報告において、補助対象外経費を含めて補助金額を算定している事態が見受けられた。

本件は、本市から体育会に対し、別途委託料（144,000円）を支出している事業費について、補助対象外経費とすべきものを、誤って補助対象経費として計上していたことから、補助金額を過大に算定しているものである。

補助金の実績報告においては、対象経費について十分に精査するとともに、過大に交付された補助金相当額（144,000円）については、高知市に返還されたい。

### (2) 収納金の払込みを速やかにしていないもの

現金について、収納から払込みまで日数を要している事態が多数見受けられた。

本件は、収納した分担金及び参加費について金融機関等への払込みを失念したことから、最大で13日間にわたり金庫に保管したままとなっていたものである。

「高知市が関与する公共的団体等に属する資金の取扱事務の今後の取扱指針」によれば「現金収入等は、速やかに金融機関等の口座へ入金し、現金での保管は極力行わない」とされている。

収納金の払込みについては、リスク管理の面から速やかに金融機関等の口座へ入金するなど、適正に行われたい。

### (3) 会計帳簿の記載を適正にしていないもの

会計帳簿について、記載を適正にしていない事態が多数見受けられた。

現金出納帳について、実際は令和5年3月13日から同月31日までの期間に体育会育成費を35団体それぞれに計312,000円を支出しているにもかかわらず、3月31日付けで「各体育会への支払」として合算額312,000円の出金を記載しており、実際の出納状況に基づいた記載がなされていないなど、会計帳簿の記載を適正にしていないものである。

会計帳簿の記載については、適正に行われたい。

#### (4) 資金前渡の精算処理をしていないもの

支出方法を資金前渡としているものについて、精算処理がされていない事態が多数見受けられた。

本件は、現金支払のため職員に前渡していた資金について、支出額と精算額が同額であったことなどから精算処理を遺漏しているものである。

「高知市が関与する公共的団体等の資金の一元管理に関する取扱要領」によれば、資金前渡の際は精算処理を行うとされている。

資金前渡の精算処理については、同要領に基づき適正に行われたい。

### 市民協働部スポーツ振興課における補助金交付事務について

補助金に係る一連の書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されるよう望むものである。

なお、本件補助金については、決算額の4割程度に相当する翌年度繰越金が発生していること、また、交付申請書や実績報告書において、補助金の積算根拠や充当先が明示されていないことなどから、補助金額の妥当性について疑義が生じかねないものとなっていた。

公正、公平で透明な補助金行政を行うためにも、補助金交付事務については高知市補助金等交付基準等に基づき、より適正な事務執行となるよう留意されたい。

#### (1) 補助金額の確定を適正にしていないもの

補助金額の確定を適正にしていない事態が見受けられた。

本件は、実績報告書において、本市から体育会に対し、別途委託料(144,000円)を支出している事業費が、誤って補助対象経費として計上されているにもかかわらず、実績報告の審査を十分にしていなかったことから、補助対象外経費とせず補助金額の確定を行っているものである。

本件補助金交付要綱第11条によれば、実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとするとしている。

補助金額の確定については、適正に行われたい。

なお、当団体に過大に交付した補助金相当額(144,000円)については、本市に返還するよう求められたい。

## とさでん交通株式会社

### 1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市鉄道軌道輸送対策事業費補助金
- (2) 補助金額 33,672,699 円
- (3) 所管課 市民協働部 交通戦略課

### 2 補助金の交付について

本市の鉄道軌道輸送の安全の確保を図るため、鉄道軌道における安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部を補助するものである。

- (1) 交付決定日 令和4年8月29日
- (2) 支払方法 完了払
- (3) 補助事業変更等承認日 令和4年10月13日（1回目）、令和5年2月6日（2回目）
- (4) 補助金額確定日 令和5年3月28日

### 3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

#### 補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和5年3月31日	33,672,699	0	33,672,699

### 4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

#### 補助対象事業決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
高知市補助金	33,672,699	事業費	126,193,770
国庫補助金	38,295,369		
県補助金	42,064,585		
その他補助金	8,391,877		
自己資金	3,769,240		
合計	126,193,770	合計	126,193,770

### 5 補助金の使途について

補助対象経費は、とさでん交通株式会社が行う路面電車の設備整備等事業に要する経費のうち、当該事業に直接要する本工事費（資産の購入費用を含む。）、附帯工事費及び補償費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 6 監査の結果

交付申請書，事業計画書，収支予算書，事業実績報告書，収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ，おおむね適正に実施されていると認められた。

### 市民協働部交通戦略課における補助金交付事務について

補助金に係る一連の書類を調査したところ，補助対象事業の認定，補助金額の算定及び交付方法など，補助金に係る事務は，おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 出資団体

### 公益財団法人 こうち男女共同参画社会づくり財団

#### 1 法人の概要について

##### (1) 設立年月日

平成10年10月14日（平成24年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）

##### (2) 設立の目的

当法人は、女性と男性がともに女性差別等女性に関する諸問題（以下「女性問題」という。）について、認識を深め、その解決を図るための諸事業を行い、もって女性と男性が社会のあらゆる分野に分け隔てなく参画する男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としている。

##### (3) 事業の概要

当法人の定款第4条に定められた事業は、次のとおりである。

- ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- イ 男女共同参画の推進に関する調査研究
- ウ 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
- エ 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- オ 男女共同参画を推進する人材の育成
- カ 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- キ 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主活動への支援
- ク 委託を受けたこうち男女共同参画センターの管理運営
- ケ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

#### 2 出捐金について

当法人における出捐金は1,000万円であり、うち500万円を高知市が、500万円を高知県が出捐しているものである。（令和5年3月31日現在）

上記出捐金は、当法人において、定款第5条の規定に基づき全額基本財産とされており、定期預金として管理されている。

また、出捐証は、会計管理者において保管されている。

#### 3 決算状況について

令和4年度の決算状況は、経常収益1億264万円に対し、経常費用1億46万円で、経常収支は217万円の黒字となっており、経常外収支は生じていないことから、当期の一般正味財産は217万円の増額となっている。正味財産期首残高2,671万円で、当期一般正味財産増減額を加えた、正味財産期末残高は2,889万円となっている。

#### 4 事業の実施状況について

当法人は、高知県・高知市が共同設置した「こうち男女共同参画センター」の指定管理者として、センターの管理運営及び男女共同参画推進事業等を行っている。

令和4年度の施設利用件数は3,750件(対前年度比較517件増)、延べ利用人数は46,571人(対前年度比較12,874人増)となっている。

また、事業の内容は、男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供、調査研究、広報及び啓発、講演会等の開催に関する業務のほか、女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談並びに関係団体等の相互の交流の促進及び自主活動への支援に関する業務等となっている。

#### 5 監査の結果

当法人に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に実施されていると認められた。

## 指定管理者

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

### 1 指定管理の概要について

#### (1) 施設名

高知市南部健康福祉センター

#### (2) 所管課

健康福祉部 障がい福祉課

#### (3) 指定管理期間・指名公募の別

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年）・指名

#### (4) 施設の設置目的

市民の健康保持及び向上並びに福祉の増進を図ることを目的としている。

#### (5) 業務内容

ア 施設の管理

イ センターの総合案内

ウ センターの貸館

エ 障害者福祉に係る各種申請受理等

#### (6) 施設の内容

栄養実習室，教養室A，教養室B，教養室C，教養室D，和室A，和室B，和室C，和室D，音楽室，ホールA，ホールB，ホールC，健康増進室

### 2 施設の利用状況

	令和3年度	令和4年度
開館日数（日）	343	344
利用者数（人）	35,748	38,215



### 3 指定管理に係る収支状況

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
<b>収入</b>		
指 定 管 理 料	22,470	22,412
利 用 料 金 収 入	222	297
そ の 他 収 入	6	2
<b>収 入 計 ( A )</b>	<b>22,698</b>	<b>22,711</b>
<b>支出</b>		
人 件 費	9,560	9,239
保 険 料	22	22
委 託 料	9,538	9,725
修 繕 費	696	907
消費税及び地方消費税	1,719	1,636
そ の 他 の 公 課 費	4	4
そ の 他 支 出	1,159	1,178
<b>支 出 計 ( B )</b>	<b>22,698</b>	<b>22,711</b>
<b>事業収支 ( A ) - ( B )</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

### 4 監査の結果

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に実施されているものと認められた。

### 健康福祉部障がい福祉課における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

#### (1) 協定に基づく業務の執行の確認を適正にしていないもの

基本協定仕様書の「高知市南部健康福祉センターの施設及び設備維持管理運営基準書」において規定されている業務のうち、「自動扉保守点検」、「防火対象物等点検」、「機械警備」、「消防用設備等保守点検」及び「昇降機保守点検」について、次のとおり業務の執行の確認を適正にしていない事態が見受けられた。

協定に基づく業務の執行の確認については、適正に行われたい。

- ア 仕様書において提出することとしている業務報告書等の提出を求めているもの
- イ 法定点検であるにもかかわらず点検報告書の提出を求めているもの